

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から同年 3 月までの期間、61 年 10 月から平成 2 年 3 月までの期間、14 年 3 月から 15 年 1 月までの期間及び 15 年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 61 年 10 月から平成 2 年 3 月まで
③ 平成 14 年 3 月から 15 年 1 月まで
④ 平成 15 年 4 月から同年 5 月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料は、公民館で役場職員による集合徴収や戸別訪問する徴収員に納付しており、申立期間③及び④については、A金融機関の口座を利用した納付や、徴収員に納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情は認められない上、申立期間回数は4回、申立期間も57か月と長期間となっており、そのうち申立期間②は42か月となっている。

また、申立人は申立期間③及び④について、国民年金保険料をA金融機関の預金口座を利用した納付又は徴収員に納付していたと主張しているところ、同金融機関では、信用事業は平成13年11月16日の臨時総会で業務廃止が決議され、申立人の預金口座は申立期間③直前の14年2月26日に解約されていると回答している上、申立人が申立期間の保険料を徴収員に納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間③及び④当時加入していたB国民年金基金の掛

金が口座引き落としされていた金融機関の取引履歴において、申立期間③及び④の国民年金保険料の口座引き落としは確認できない。

なお、申立期間③及び④については、B国民年金基金から提出の資料（B国民年金基金還付状況）によると、同基金の掛金が2回（平成16年11月15日及び24年5月15日）にわたり申立人に対して還付処理が行われていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和12年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和58年10月から59年1月まで

私は、申立期間の国民年金の加入手続を行ったかどうかの記憶はないが、納付書が届いたものについては、夫の国民年金保険料と一緒に全部納付していた。それにもかかわらず、申立期間については、夫の記録は納付済みとなっているのに、私の記録が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する納付記録（電算記録）によれば、同市は、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失（昭和58年10月26日に取得、59年2月10日に喪失）に係る関係届を平成4年10月9日に受け付けており、同届に基づき国民年金の被保険者資格得喪記録の追加処理を同日に行っていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録は、社会保険事務所（当時）において平成4年11月12日（申立期間から約9年後）に申立期間に遡って追加処理されており、その結果、申立期間は無資格期間（未加入期間）から未納期間となった記録であることが確認できる。これらの状況を踏まえると、申立人は、国民年金保険料の納付書が届いたものについては、夫の保険料と一緒に全て納付していた旨主張しているが、申立期間当時、申立人に対し、申立期間に係る現年度及び過年度保険料の納付書が送付されたとは考え難い。

なお、A市の記録により、同市が申立人の申立期間の被保険者資格の取得に係る届を受け付けた平成4年10月9日時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。